

＜主なQ&A＞

Q1 既に着工していますが申請できますか？

A1 年度末日までに実績報告書を提出できる場合は申請できます。

Q2 増設分は対象になりますか？

A2 増設した太陽電池部分が10kW未満で、パワーコンディショナーを含んだシステムの増設であれば対象です。ただし、2度は受けられません。

Q3 メーカーのサービスで、無料で設置してもらいましたが対象ですか？

A3 設置者の負担軽減のための補助なので、設置費用が発生しないものは対象外です。

Q4 納屋や車庫の屋根に設置したいのですが、対象ですか？

A4 申請者の敷地内であれば対象です。他人名義であれば所有者の設置承諾書が必要です。

Q5 店舗兼住宅ですが対象ですか？

A5 住居も兼ねているのであれば対象です。

Q6 申請者と電灯契約者が異なる場合は対象ですか？

A6 申請、契約、実績報告、請求全て同一である必要があります。

Q7 国・県の補助金を申請しますが、市の補助金も併せて申請できますか？

A7 別制度であり申請できます。市補助金は岩沼市役所市民経済部生活環境課が窓口です。

Q8 新築契約から補助までのおおまかな流れはどうなっていますか？

A8 新築・売買契約 → 交付申請書提出 → 交付決定通知 → 工事 → 実績報告書提出 → 補助金交付額の確定通知 → 補助金交付請求 → 補助金交付

Q9 補助金はいつもらえるのか？

A9 補助金交付請求からおおよそ2週間後に口座に振り込みます。

＜申請時添付資料＞

- ① 住宅の位置図
- ② 対象設備の設置費用内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- ③ 対象設備を構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

＜実績報告時添付資料＞

- ① 対象設備の設置状況を確認できる写真
- ② 低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約書の写し
- ③ その他市長が必要と認める書類